

五、紛争発生原因

會社側ニアリテハ従業員トノ間ニ共済ト目的トシテ共済會ヲ作り体育運動トシテ柔道等ヲ設置シ會社側ニ於テ補助スルコトナリ 補助方法トシテ 毎月十六日ノ公休ヲ有給公休ニセシムベク従業員中ノ伊勢田善次 茂木杉三郎ハ主唱シ殊ニ組合加入等ヲ策謀セル爲メ會社側ハ不穩行爲ナリトシテ
前記 伊勢田 茂木ノ両名ヲ九月二十五日解雇スル旨發表セルヲ以テ従業員側ハ組合ノ應援ノ下ニ復職ノ嘆願スルニ因ル

六、経過

(1) 九月二十六日午後一時組合代表 松井、岡田、糸島及解雇者 伊勢田 茂木ノ五名ハ會社ヲ訪問シ 副社長 加藤利平、取締役 原田兼藏ト會見シ 口頭ヲ以テ前記

解雇者ノ復職ヲ歎願セルモ 會社側ハ拒否セルヲ以テ俾まセリ

(2) 十月五日午前九時組合代表 糸島ハ従業員伊勢田外十六名ト會社ヲ訪問シ 原田取締役ト會見シ 別記 歎願書ヲ手交シ 即答ヲ迫リタルニ
原田取締役ヨリ十月七日午前十一時回答スル旨 約シタルニ依リ又ヲ談話シ 同様去シ 舞臺市場内青果會社社長 兼浦富太郎ヲ訪問シ経過報告ヲナシ 解決斡旋方ヲ陳情シ 高付買人組合ヲモ訪問シ 全シク斡旋方ヲ依頼セリ

七、推移

會社ハ青果市場内ニ於ケル運送店主等ノ共同出資ニ依ル會社ニシテ経営困難ノ状況ニアリ
殊ニ従業員等ハ常ニ怠惰氣分濃厚ナル關係上復職ヲ承認スルニ於テハ統制上面白カラサル結果ヲ生ムモノトシテ